別表第2 住宅·居住環境指針

1 たかおか暮らし住宅指針

1-1 一戸建て住宅

	内 容		項目		指 針	区分
(1)	規模	ア	住戸専用面積	(ア)	住戸専用面積は75㎡以上とすること。	遵守
(2)	併設施設	ア	用途・規模	(ア)	店舗、事務所等その他これに類する用途が	遵守
				f:	主宅と併存する建築物については、その用途	
				Ž	が住宅又は周辺の居住者に風紀上、安全上及	
				7	び衛生上又は生活環境を維持する上に悪影	
				着	響を及ぼすおそれのないものとすること。	
				(イ)	店舗、事務所等その他これに類する用途が	
				f:	主宅と併存する建築物については、住宅部分	
				0	の床面積が 1/2 以上を占めるものとすること。	
(3)	安全性	ア	耐震基準の適	(ア)	新築の場合 特に規定なし。	遵守
		台	<u>}</u>	(イ)	中古住宅を購入する場合又はリフォーム工	
				1	事を行う場合	
				В	召和 56 年 6 月 1 日以降に工事着手又は以前の	
				5	書物で耐震改修及び診断により耐震性が確認	
				č	された建物又は高岡市木造住宅耐震改修支援	
				<u> </u>	事業費補助金を受けて耐震改修を行う建物。	

1-2 共同住宅

内 容	項目	指 針	区分	
(1) 規模	ア敷地面積	(ア) 敷地面積は 200 m ³ 以上であること。	遵守	
	イ 住戸専用面積	(ア) 各住戸の住戸専用面積は55 mg以上であるこ	遵守	
		と。		
	ウ 住戸数	(ア) 住戸数は2戸以上とすること。	遵守	
(2) 規格	ア構造	(ア) 構造は耐火構造又は準耐火構造であること。	遵守	
	イ 適切な室構成	(ア) 各住戸に台所、収納設備、水洗便所、洗面	遵守	
		設備、浴室及び居室を備えていること。		
(3) 性能	ア 劣化の軽減に	(ア) 日本住宅性能基準(劣化対策等級3-1)	遵守	
	関すること	等級2に適合していること。		
	イ 維持管理の配	(ア) 日本住宅性能基準(維持管理対策等級4-4	遵守	
	慮に関すること	-2) 等級2に適合していること。		

ウ 温熱環境に関	(ア) 日本住宅性能基準(省エネルギー対策等級5	遵守
すること	-1)等級3に適合していること。	

	内 容	項目	指針	区分
(3)	性能	エ 空気環境に関	(ア) 日本住宅性能基準(ホルムアルデヒト対策	遵守
		すること	6-1) 等級3に適合していること。	
		オ 高齢者配慮に	(ア) 日本住宅性能基準(高齢者等配慮対策等級	遵守
		関すること	9-1、9-2) 等級2に適合していること。	
			(イ) 地上階数4以上の住宅には、エレベーターを	
			設置しなければならない。	
(4)	併設施設	ア 用途・規模	(ア) 店舗、事務所等その他これに類する用途が	遵守
			住宅と併存する建築物については、その用途	
			が住宅又は周辺の居住者に風紀上、安全上及	
			び衛生上又は生活環境を維持する上に悪影響	
			を及ぼすおそれのないものとすること。	
			(イ) 店舗、事務所等その他これに類する用途が	
			住宅と併存する建築物については、住宅部分	
			の床面積が 1/2 以上を占めるものとすること。	
(5)	安全性	ア 耐震基準の適	(ア) 昭和56年6月1日以降に工事着手又は以前	遵守
		合	の建物で耐震改修及び診断により耐震性が確	
			認された建物	

2 たかおか暮らし居住環境指針

2-1 一戸建て住宅

内 容	項目	指針	区分
(1) 景観	ア敷地の緑化	(ア) 緑化面積は敷地面積の100分の2以上を確	遵守
		保すること。ただし、都市計画法第8条の規	
		定による商業地域を除く。	
		(イ) 敷地の緑化については、接道部などに重点	
		を置いた配置とすること。	

2-2 共同住宅

内 容	項目	指針	区分
(1) 景観	アー位置	(ア) 周辺のまち並みと調和を図るため、道路境	配慮
		界からの壁面を揃えるなど周囲と調和した	
		位置になるよう配慮すること。	
		(イ) 前面道路に面する壁面については、原則1	遵守
		m以上後退した位置とする。	
		(ウ) 道路境界から壁面が揃っているまち並みで	
		は、壁面の連続性に配慮した位置とすること。	
	イ 形態・意匠	(ア) 計画地周辺のまち並みや自然環境等と調和	配慮
		した形態・意匠に配慮すること。	
		(イ) 建築物の形態・意匠、付属設備等は、建築	
		物が全体的に統一感のあるものになるよう	
		配慮すること。	
		(ウ) 地域の特性を生かすなど、多様な感性や発	
		想によって表情豊かな景観を創出するよう	
		形態・意匠に配慮すること。	
	ウ 色彩	(ア) 外壁や屋根の色彩は、高い彩度を避け、原	配慮
		則「禁止色」は使用しないこと。また、色相	
		や色調の組み合わせなどを工夫するほか、四	
		季を通じて周辺のまち並みや自然景観等と	
		調和するよう配慮すること。	
		(イ) 計画地に複数の建築物がある時は、全体的	
		に統一感のある色彩に配慮するとともに、建	
		築物に付属する設備機器や屋外広告物、付属	
		工作物等の色彩は、建築物本体の色彩と調和	
		するよう配慮すること。	

内 容	項目	指針	区分
(1) 景観	ウ色彩	(ウ) 周辺のまち並みや自然環境等と調和を図り	配慮
		ながら、表情豊かな景観を創出する色彩の使	
		用に配慮すること。	
	工 素材	(ア) 経年変化による汚れ、破損等を配慮して、	配慮
		景観の質が低下しにくい素材を使用するよ	
		う配慮すること。	
		(イ) 素材の選定・使用に当たって住宅周辺や自	
		然環境に恵まれた地域において反射性を抑	
		えた素材を使用するなど、周辺のまち並みや	
		自然景観等との調和に配慮すること。	
	オ 敷地の緑化	(ア) 緑化面積は、敷地面積の100分の2以上	遵守
		もしくは高岡市町並み保存・都市形成に関す	
		る条例(平成 21 年高岡市条例第 17 号)に基	
		づく高岡市景観計画に該当する場合は、敷地	
		面積に対し同計画に定める緑化率の目安以	
		上を確保すること。	
		(イ) 敷地の緑化については、接道部などに重点	
		を置いた配置とすること。	
		(ウ) 敷地内は、周辺の景観と調和する樹種等で、	配慮
		できる限り緑化するよう配慮すること。	
		(エ) 道路等の公共空間に面する部分は、まち並	
		みにうるおいを与えるよう緑化に配慮すると	
		ともに、隣接地も周辺状況と合わせた緑化に	
		配慮すること。	
(2) 高さ	ア まち並みと調	(ア) 地域のまち並みと調和した建築物の高さと	遵守
	和した高さ	すること。(高岡市中高層建築物の建築に関	
		する指導要綱。)	
(3) 空地	ア 空地の確保	(ア) 空地面積の敷地面積に対する割合は、1か	遵守
		ら建築基準法第 53 条の規定による建築面積	
		の敷地面積に対する割合の最高限度を減じ	
		た数値に10分の1を加えた数値以上を確保	
		すること。	
(4) 駐車場	ア 台数	(ア) 敷地内に確保しなければならない駐車場の	遵守
		規模は、少なくとも住戸の数の2分の1に相	
		当する収容台数を有するものとすること。	
		(イ) 店舗、事務所等の用途と併用するものにあ	

		っては、前項の規定により算定した台数に、	
		当該店舗、事務所等の床面積の合計面積に対	
		して 150 ㎡までごとに 1 台として算定した	
		台数を加えた収容台数とすること。	
内 容	項目	指 針	区分
(4) 駐車場	ア 台数	(ウ) 敷地の形態、建築計画の技術的制約等によ	遵守
		り、敷地内に確保することが困難であると認	
		められるときは、隣接地等に当該規模の駐車	
		場を確保すること。	
	イ 配置	(ア) 駐車場の位置、構造等は、騒音、排気ガス、	配慮
		眩光などにより敷地及び敷地周辺の居住環	
		境を著しく阻害することなく、かつ、入居者	
		等の安全が確保されるよう配慮すること。	
		(イ) 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のな	
		い範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や	
		位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽	
		減するよう配慮すること。	
		(ウ) 屋外駐車場は、無機質な景観とならないよ	
		う、できる限り緑化するよう配慮すること。	
		舗装はできる限り自然素材や落ち着いた色調	
		のものとすること。	
(5) 駐輪場	ア 台数	(ア) 敷地内には、原則として住戸の戸数に相当	遵守
		する台数の駐輪場を設置すること。	
(6) ごみ集積	ア配置	(ア) ごみ集積場は、敷地内に設けるとともに、	遵守
場		その位置、規模及び構造等については、市の	
		環境センターと協議すること。	
		(イ) 植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位	配慮
		置に設けるなど、周囲の道路から見えにくく	
		すること。	